

# 『相続人代表者指定(変更)届出書兼固定資産現所有者申告書』について

## 1 概要

市税の納税義務者・固定資産の所有者が亡くなった場合、相続人全員に納税義務が承継されます。固定資産税については、令和2年度税制改正により香取市税条例が改正され、登記物件の名義変更が完了していない場合、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに申告することが義務化されました。(正当な事由がなく申告をしなかった場合、過料が科せられる場合があります。)

つきましては、相続人の方でご相談のうえ、相続人代表者(現所有者代表)を決めていただき、「相続人代表者指定(変更)届出書兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。この届け出により代表者に対して、納税通知書等の市税等に関する通知を送付させていただきます。届け出が無い場合は、市で代表者を指定させていただきます。

## 2 ご記入、ご提出にあたっての注意点

- ・今まで相続人の代表となっていた方が亡くなられた場合も、同様に届け出が必要です。
- ・この届け出は現実の相続そのものを拘束するものではありません。
- ・この届け出は不動産登記法に関する制度ではありません。登記物件の名義変更は法務局(登記所)で手続きを行う必要があります。
- ・遺言による相続の場合は、その旨をご記入ください。
- ・家庭裁判所に「相続放棄」または「限定承認」の申述をされた場合は、申述受理通知書の写しを添付してください。

## 3 代表者の選定(届け出がなかった場合)

届け出が無かった場合、「相続人代表者指定通知書」により、代表者を指定させていただきます。代表者は、概ね次に掲げる方の中から指定するものとされています。

- ① 被相続人の死亡時の住所と同じ住所の相続人
- ② 被相続人の事業を承継した、または承継すべき相続人
- ③ 市内に住所、事務所または事業所を有する相続人
- ④ 被相続人に係る市税等の納付納入について、特別の理由により便宜を有する相続人

指定通知書が届いた後、ご相談のうえ別の方が代表者になることが決まったときは、届出書を提出してください。届け出を優先し、代表者を変更いたします。

届出書の詳しい記入方法は裏面をご参考ください。

# 記入例

相続人代表者指定（変更）届出書  
兼固定資産現所有者申告書

届出書を作成した日付を  
記入してください。

香取市長 様

〇〇年 〇月 〇日

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項  
また、香取市税条例第74条の3の規定により、地方税法第38  
現所有者を、併せて申告します。

代表者の署名は必ずご本人が行っ  
てください。

相続人代表 (現所有者代表)	フリガナ	カトリ ツマコ											被相続人 (所有者) との続柄	妻		
	氏名 (名称)	香取 妻子														
	個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			
	住(居)所 (所在地)	〒 287-8501 香取市佐原口2127番地														
	生年月日	〇〇年 〇月 〇日						電話番号	0478 - 54 - 1111							
被相続人 (固定資産 課税台帳 の所有者)	フリガナ	カトリ マルオ											死亡年月日			
	氏名	香取 ○夫											〇〇年 〇月 〇日			
	住所	〒 287-8501 香取市佐原口2127番地														
上記以外の 相続人 (現所有者)	氏名	香取 太郎					被相続人 との続柄	長男					住所	香取市佐原口2127番地		
		香取 花子						長女					東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号			
摘要	香取花子は遠方のため代筆															

亡くなられた方の相続人全員に  
ついて記入してください。  
ご本人による記入が難しい場合、  
代筆による記入でも構いません。  
その場合、余白に代筆である旨  
を記入してください。

- ・ 記入例の 部分(グレー部分)を申告書に記入してください。漏れがある場合、ご連絡する場合があります。
- ・ 先代分の申告書は、「前相続人代表者」（今回亡くなられた方）の相続について記入してください。
- ・ 遺言による相続の場合は、余白などにその旨を記入してください。
- ・ 家庭裁判所に「相続放棄」または「限定承認」の申述をされた場合は、申述受理通知書の写しを提出してください。